

議 事 録

令和3年度四万十町農業委員会12月総会

日 時	令和3年12月24日(金)午後3時30分	開議
場 所	四万十町役場 大正地域振興局 2階	大会議室
日 程	第1	指定第21号 会期の決定について
	第2	指定第22号 議事録署名委員の指名について
	第3	報告第20号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
	第4	報告第21号 非農地証明事務処理報告
	第5	報告第22号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の許可取り消しについて
	第6	議案第40号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
	第7	議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
	第8	議案第42号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
	第9	議案第43号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について
	第10	議案第44号 四万十町賃借料情報提供について
		その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 欠席 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 常石 幸浩 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- 3番 廣井 栄治 30番 澤田 憲男

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・宮本 和也・山川 美恵

- 会長 皆さんこんにちは。先ほどの研修に引き続きましての総会になります。研修では、基盤整備に向けて色々な苦勞があったと思いますが、ここまでこぎつけたと説明をしていただきました。色々参考にさせていただいたらと思います。
- 報告になりますが、今月の議会で質問が出ました。4条、5条の転用の件で時間がかかると。農振農用地の除外で時間がかかるとかありますが、転用について町での許可ができると聞いたが出来のるか出来ないのかの質問でした。色々な問題もあるので簡単には出来ませんが、検討はしますという答えをしました。この問題につきましては、皆さんと色々これから話し合い、他の地域の情報を聞きながら考えていきたいと思います。
- それから、高知県の感染者が41日間いない状況が続いていますが、オミクロンが流行りだして、感染力が高いと聞いております。これから年末を迎えますので気を付けていただきたいと思います。本年最後になりますのでよろしくお願いします。
- 議長 ただ今から、令和3年度四万十町農業委員会12月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いします。
- それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号9番 山本道雄委員にお願いします。ご起立をお願いします。憲章は、添付書類の最後にございます。
- 9番 四万十町農業委員会憲章の朗読
- 委員 ～朗読～
- 議長 本日の会議に、3番廣井栄治委員、30番澤田憲男委員からの欠席の届けが出ております。
- 議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員19名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告いたします。
- 本日の議事日程及び議案はお手元に配布しているとおります。それでは、議事に移ります。
- 日程第1、指定第21号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和3年度四万十町農業委員会12月総会の会期は、令和3年12月24日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。
- 委員 （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。
- 次に、日程第2、指定第22号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名

指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に7番浜田大彰委員と、22番西井健夫委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第20号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第20号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」をご説明します。議案書は、3ページです。件数は4件で、窪川地域が3件、西部地域が1件になります。借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、藤ノ川字宝山971番、地目、田、面積3,098㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和3年11月18日です。

この件は、この後の配分計画で別の耕作者へ再配分するための合意解約になります。

番号2番、土地の所在地、志和峰字大ダバ151番2、地目、田、面積4,199㎡。他2筆あり、合計3筆、合計7,392㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日は令和3年11月5日、引渡年月日は、令和3年11月30日です。

番号3番、土地の所在地、天ノ川字梁瀬333番、地目、田、面積2,223㎡。他3筆あり、合計4筆、面積8,844㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和3年11月30日です。

この件は、来月以降で別の耕作者へ再配分するための合意解約になります。窪川地域は以上になります。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号4について説明いたします。土地の所在地、井崎字ナカダ2522番、地目、田、面積、3,008㎡です。解約事由は、借受人からの申し出による双方合意です。合意年月日、引渡年月日ともに、令和3年12月7日です。

こちらは、平成30年4月2日から令和5年3月31日まで利用権設定がされてきました。農地は、今後新たな借受人と利用権設定を設ける計画です。以上です。

議長 報告第20号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第20号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第21号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 21 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書 4 ページをご覧ください。

今月は窪川地域 3 件、西部地域 1 件となっております。

番号 1 番 2 番ですが、申請人は違いますが隣り合わせの土地なので一緒に説明させていただきます。添付資料は 1 ページから 3 ページです。

番号 1 番、西原字コエヌ石 188 番 1、地目、田、面積、85 m²、番号 2 番、西原字溝ノ下タ 186 番、地目、田、面積、370 m²、外 1 筆あり合計 650 m²です。

申請地は、昔は一段下がった所の農地でしたが 20 年以上前に土を入れかさ上げし、墓地に行くための進入路と駐車場、資材置場等として利用されております。周辺に迷惑をかけてはいけないと草刈りを行っているので、写真ではわかりにくいですが、土を入れた際重機で固めて使用しており硬くて農地には戻せない状態です。令和 3 年 11 月 11 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準の エ 人為的に転用し既に 20 年以上経過している土地と認め非農地証明を発行しております。

番号 3 番。添付資料は 4 ページから 6 ページです。高野字松ノ本 183 番、地目、田、面積 1,682 m²、外 6 筆あり、合計 3,879 m²です。

申請地は、10 年以上前から耕作されなくなり原野の状態となっております。令和 3 年 12 月 2 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準の ウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と認め非農地証明を発行しております。

窪川地域からは以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号 4、添付資料は 7 ページから 8 ページになります。土地の所在地は、久保川字松ケハナ 74 番 23、地目は畑、面積は 257 m²です。申請地は、40 年以上前から倉庫が建築されており、証明基準の エ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため、非農地であると認め、令和 3 年 11 月 18 日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 21 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第 21 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 報告第 22 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の許可取り消しについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 22 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の許可取り消しについて」をご報告いたします。議案書は 5 ページです。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号 1 番、土地の所在地、窪川中津川字岸ノ上 359 番、地目、田、面積、1,336 m²です。以下 6 筆、合計 7 筆、面積 7,385 m²です。権利事由は所有権移転の売買

です。許可年月日、令和3年9月27日、取消し願日、令和3年11月24日、取消し受理日、令和3年11月29日です。

取消し事由は、許可後、売買に至らなくなった為です。以上です。

議長 報告第22号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第22号は終わります。

議長 続いて、日程第6 議案第40号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第40号 「農地法第3条の規定による農地の処分決定について」をご説明いたします。議案書は6ページです。申請地の位置は添付資料の9ページからご覧ください。件数につきましては窪川地域の4件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1からご説明します。土地の所在地、天ノ川字小次郎屋式25番1、地目、畑、面積168㎡です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地ではサツマイモを栽培する計画となっております。

続いて番号2、土地の所在地、七里字神主屋敷乙1836番、地目、田、面積3,562㎡です。以下1筆あり、合計2筆、面積6,769㎡です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由、譲受理由は、経営の一部譲与です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地ではユリをハウスで栽培する計画となっております。

続いて番号3、土地の所在地、黒石字茶園畑394番3、地目、畑、面積142㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では野菜を栽培する計画となっております。

続いて番号4、土地の所在地、仁井田字牛王ノ本253番1、地目、田、面積414㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

以上、今回申請のあった議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 議案第40号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。4番 小野重明委員。

4番 親戚からの贈与ですので、問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号2番。5番 濱田誠委員。

5 番 番号 2 番について、譲渡人、譲受人両者から確認しました。土地の現状は事務局の説明にもありましたが、2 件の農地共にハウスが建っており、ユリの栽培をしています。譲受人は、農地を効率的に利用しており、年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しています。周辺農地には、悪影響がないことも確認しています。譲渡人と譲受人は親子で、今後は譲受人が経営の中心となりユリを栽培していくそうです。以上の確認の結果、番号 2 の所有権移転は問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号 3 番。9 番 山本道雄委員。

9 番 番号 3 番について、本日欠席の澤田憲男委員から話を伺っております。現況は、畑であります。譲渡人は、高齢のため、農業が出来なくなったということです。譲受人は、新規就農者です。下限面積も達成しています。150 日以上の農作業にも従事しています。今回、双方の合意のもと申請をされたということです。特に問題ないということです。以上です。

議長 続きまして、番号 4 番。8 番 宮崎恵美子委員。

8 番 番号 4 について説明いたします。20 日と 21 日に双方から確認しました。現況は、田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間 150 日以上の農作業に従事しています。取得する農地の周辺農地には、営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は、図面の様な形状で作業がしづらく、売買に至ったそうです。譲受人は、息子の嫁さんのお父さんの土地があり、将来息子がその土地を守らないといけないので、購入して、将来は息子さんに譲りたいそうです。息子さんは、ゆくゆくは 1 枚の畑にして管理したいようです。しばらくは引き続き、水稻を作るといいますので問題ないと思います。

議長 議案第 40 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 40 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 40 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第41号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第41号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は7ページです。今回は窪川地域の1件です。

まず番号1についてご説明します。添付資料は13ページから16ページです。

申請地は、1筆。土地の所在、八千数字新改158番1、地目、畑、面積443㎡の内32.93㎡の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地の新設です。転用理由は、納骨堂の新設です。

農地区分ですが、申請地は10ha以上の農地の広がりがある農地内であり、第1種農地と判断しました。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第1項第4号の集落に接続して設置されるものに該当し、第1種農地であっても例外的に許可できると判断しています。

申請事由ですが、ご先祖の墓が山中5ヶ所に分散しており、維持管理が大変なことから今回まとめて供養するため、自宅から近く、今後管理等もしやすい申請地に整備を計画しているものです。

転用計画につきましては、14ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。計画面積の妥当性ですが、必要最小限な計画と考えます。

周囲の状況・影響については、東側は自己所有の山林、西側は水路及び農道を挟み自己所有の農地、南側は水路、農道を挟み、同意有の農地、北側は自己所有の雑種地となっており、特に影響はないものと考えております。

土地の造成計画については、特に無く、整地後コンクリート敷きとします。進入計画については、自己所有の申請地内を通り、徒歩にて進入します。排水計画については、排水は雨水のみであり、南東向きに若干勾配をとり、申請者所有地内へ排水し自然浸透とします。

関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。以上で説明を終わります。

議長 議案第41号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。31番 武市敏男委員。

31番 申請人に12月21日にお会いして、現地確認をしました。事務局が話したとおりになりますが、申請に係ることは、許可がおり次第実行するそうです。また、計画面積につきましては、必要最小限でやるそうです。周囲の農家への支障はないと思います。排水についても問題ないと思います。以上の結果、議案第41号については問題ないと思います。以上です。

議長 議案第41号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 41 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 41 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 42 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 42 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 4 年 1 月 4 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてると考えます。議案書は 8 ページから、添付資料については 17 ページからになります。件数につきましては 13 件で窪川地域が 11 件、西部地域 2 件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番からご説明します。土地の所在地、東川角字サヌキ田甲 1118 番、地目、田、面積、2,643 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆、面積 5,247 m²です。設定は更新です。期間は令和 4 年 1 月 4 日から令和 9 年 1 月 3 日までの 5 年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて、番号 2 番 3 番は設定を受ける者が同じです。少しまとめて説明します。

番号 2 番、土地の所在地、東北ノ川字宮ノ谷坂元 446 番 1、地目、田、面積、1,224 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆、面積 1,294 m²です。

番号 3 番、土地の所在地、東北ノ川字宮ノ谷坂元 437 番、地目、田、面積、1,074 m²です。以下 4 筆あり、合計 5 筆、面積 5,198 m²です。2 番 3 番ともに設定は新規です。期間は令和 4 年 1 月 4 日から令和 14 年 1 月 3 日までの 10 年間です。芋を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号 4 番土地の所在地、口神ノ川字中ケ市 1775 番、地目、田、面積、1,086 m²です。設定は新規です。期間は令和 4 年 1 月 4 日から令和 9 年 1 月 3 日までの 5 年間です。カボチャを栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号5番、土地の所在地、高野字キレイ17番、地目、田、面積、1,269㎡です。以下6筆あり、合計7筆、面積5,391㎡です。設定は更新です。期間は令和4年1月4日から令和7年1月3日までの3年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号6番から9番については設定を受ける者が同じです。少しまとめて説明します。

番号6番 土地の所在地、若井川字カギ山1606番、地目、田、面積、3,027㎡です。設定は新規です。生姜を栽培する予定です。

番号7番 土地の所在地、平野字ツマド1279番、地目、畑、面積、4,917㎡です。以下1筆あり、合計2筆、面積10,201㎡です。設定は更新です。生姜とニンニクを栽培する予定です。

番号8番 土地の所在地、仁井田字岸田1167番1、地目、田、面積、3,812㎡です。以下2筆あり、合計3筆、面積8,902㎡です。設定は新規です。生姜を栽培する予定です。

番号9番 土地の所在地、替坂本字六反ダ681番、地目、田、面積、2,574㎡です。設定は新規です。生姜を栽培する予定です。

6番から9番については、すべて契約期間は令和4年1月4日から令和9年1月3日までの5年間になります。

続いて番号10番、土地の所在地、奥呉地字新改288番1、地目、田、面積、540㎡です。以下2筆あり、合計3筆、面積2,650㎡です。設定は更新です。期間は令和4年1月4日から令和5年1月3日までの1年間です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号11番については、設定を受ける者が農地中間管理機構となっています。土地の所在地、藤ノ川字大福221番3、地目、田、面積、696㎡です。設定は新規です。期間は令和4年1月4日から令和14年1月3日までの10年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。窪川地域は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号12、土地の所在地、江師字丸田834番2、地目は田、面積、1,575㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和4年1月4日から令和8年12月31日までの5年になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号13、土地の所在地、大井川字シモ込ミ122番1、地目、田、面積、660㎡です。外1筆ありまして、合計2筆、面積が4,265㎡です。設定は、更新の設定になります。期間は、令和4年1月4日から令和8年12月31日までの5年になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。西部からは以上です。

議長

議案第42号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番、22番 西井健夫委員。

22 番 1 番について、更新ですので特に問題ないと思います。

議長 続きまして、番号 2 番、3 番。6 番 下元誠一郎委員。

6 番 番号 2 番、3 番ですが、貸出人、借受人が同一人物です。12 月 22 日に貸出人と現地確認を行い、借受人にも電話にてお話をしました。借受人は、東又でも大規模なハウス栽培を行っています。年間 150 日以上農作業に従事している。周辺農地への悪影響がないことを確認しており、計画案のとおり問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号 4 番。24 番 市川絢子委員。

24 番 番号 4 番について、借受人から確認しました。借受人は認定農業者でもありません。主に生姜の作付けしていますが、農地の状態が乾いてないということでカボチャにするかもしれないと議案書の方はカボチャとなっております。内容も利用集積計画のとおりで特に問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号 5 番。23 番 西内一隆委員。

23 番 番号 5 番、6 番を続けて説明させていただきます。番号 5 について、12 月 21 日現地にて借受人と確認しました。借受人は、水稻と生姜を栽培する専業農家です。現況地目は、7 つとも田です。隣接地ともトラブルも無いようですので、利用権設定の更新は問題ないと判断しました。

続きまして、番号 6 ですが、12 月 21 日現地で貸付人と確認しました。現況地目は圃場整備済みの田です。借受人は、生姜等を栽培している法人です。新規の利用権設定ですが、問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号 7 番。9 番 山本道雄委員。

9 番 7 番ですが、現地では現在にんにくが作付けされており、更新であり問題ないと思います。

議長 続きまして、番号 8 番。29 番 石田芳秋委員。

29 番 借受人は、上記と同じなので省略させていただきます。現地は、国道、線路を挟んで山の奥へ入った所です。周りの農地に影響することはないと判断しました。

議長 続きまして、番号 9 番。7 番 濱田誠委員。

7 番 番号 9 について説明します。借受人より先日話を聞いて来ました。現況は、田であることは間違いありません。借受人は、生姜を栽培している法人です。貸出人も高齢で規模を縮小したいという意向があり、ずっと相談をしていたそうです。今回、

そろそろ貸出人の方が、作付けを少し減らしたいと再度相談して受けていただいたそうです。特に周辺農地への悪影響はありませんので、問題ないと思います。

議長 続きまして、番号 10 番。28 番 大西博之委員。

28 番 先日、借受人から話を聞きました。借受人は、地域の担い手でもあり、更新でここ 3 年ぐらいずっとここで生姜を作っておりますので、特に問題ないと思います。

議長 番号 11 番につきましては、中間管理機構になりますので省きます。
続きまして、番号 12 番。15 番 竹内純委員。

15 番 この案件につきましては、更新でありますので何ら問題ありません。

議長 続きまして、番号 13 番。34 番 平野直人委員。

34 番 番号 13 番について、利用権を設定する要件を確認しましたが、ここに書かれているとおりです。周辺農地に悪影響を与えないか確認しましたが、きれいに手入れをされており問題ないと思います。農作業を年間 200 日以上されているそうです。更新でもあり問題ないと判断します。

議長 議案第 42 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 42 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 42 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 43 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。

議案第 43 号 番号 1 番は、議席番号 2 番 掛水誠幸委員が、番号 2 番、番号 3 番は、私が四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、それぞれ退席し、審議、採決を行います。

それでは、2番 掛水誠幸委員は退席をお願いします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第43号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。
議案書は、16ページから。添付資料は、55ページからご覧ください。
別紙のとおり農用地利用配分計画案に対する意見決定について、四万十町長より提出がありましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見の決定を求められたものです。審議、決定をお願い致します。
件数につきましては窪川地域の3件です。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。
番号1番 土地の所在地、宮内字弓場ノ元1963番、地目、田、面積、2,109㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和8年10月31日までです。水稻を栽培する予定です。こちら再配分となっております。

議長 議案第43号 番号1番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。22番 西井健夫委員。

22番 宮内の場合は、直接支払の関係がありまして、直接支払に関しましては、耕作者が5年契約で作業をしています。その中で各個人の耕作者が規模を縮小する場合は、集落の規約で宮内地区の誰かが耕作しないといけない様になっています。前耕作者が規模縮小をしたいということで、地主に相談した所、設定を受ける者に対して、作ってほしいとなって、こういう形になりました。設定を受ける者は、認定農業者で特に問題ないと思います。この5年間は、どうしても守っていかないと、中山間で交付金を返納しないといけなくなるということで、設定をしました。

議長 議案第43号 番号1番について質疑を許します。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第43号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号1番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第43号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号1番は、原案のとおり可決されました。
2番 掛水誠幸委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

掛水誠幸委員、番号1番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号2番、番号3番の審議を行いますので、議長を竹内純会長職務代理に交代して、私は退席します。

議長代理 番号2番、3番の審議を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 2番から説明します。

番号2番 土地の所在地、藤ノ川字中ノ丸1127番、地目、田、面積、2,279㎡、以下2筆あり 合計3筆で、面積は8,545㎡です。権利の種類は賃貸借権の設定です。期間は県認可日から令和7年2月28日までです。水稻を栽培する予定です。こちら再配分となっております。

番号3番 土地の所在地、藤ノ川字大福221番3、地目、田、面積、696㎡です。権利の種類は賃貸借権の設定です。期間は県認可日から令和14年1月3日までです。水稻を栽培する予定です。

説明は以上になります。

議長代理 議案第43号 番号2番及び3番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。31番 武市敏男委員。

31番 12月22日に借受人に確認して来ました。借受人は地域を代表する法人です。長年にわたって農業をされてきた方々です。特に問題ないと思います。地域に悪影響もありません。配分計画案のとおりで問題ないと思います。

番号3番も確認してきましたが、面積が小さいわけですが、問題ないことを確認しています。水路等が壊れていましたが、直しましたので問題ないと思います。

議長代理 議案第43号 番号2番及び3番について質疑を許します。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

議長代理 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長代理 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第43号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号2番、番号3番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長代理 挙手全員であります。よって、議案第43号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号2番、番号3番は、原案のとおり可決されました。19番太田祥一委員の除斥をとき、入室をしていただきます。

議長代理 太田祥一委員、番号2番、3番は、原案のとおり可決されました。
それでは、議長を交代します。

議長 続いて、日程第10 議案第44号 「四万十町賃借料情報提供について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第44号 「四万十町賃借料情報提供について」を説明します。
議案書は18ページです。
また、別途配布しております「令和3年度四万十町賃借料情報資料」も一緒にご覧ください。

この賃借料情報提供とは、農地法第52条に基づき、地域ごとにおける賃借料の動向を収集し、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、農地の賃借料の情報提供を行うものです。今年1年間に賃貸借権を設定しました農地106件、277筆について調査し、12月総会の決定を経て公表となります。

それでは、そのとりまとめ方法について説明します。

この賃借料情報は、作物ごとに分類し、水稻以外は、旧町村単位で公表しています。水稻については、四万十町全体・基盤整備地域・未整備地域に分けています。あとは、畑の一般の野菜類、生姜、大豆、施設野菜の項目に分類しています。

今回の区分内訳については、普通畑については、柚子、栗、薬草、その他の野菜、果樹。施設野菜については、ミョウガ、ニラ、その他の施設野菜となっております。

賃借料は、10a当たりの単価を算出し、表示しています。粳、玄米などの物納の場合は、1袋(30kg)当たり6,300円に換算して計算しています。この単価は今年のJAのヒノヒカリの単価を参照しています。

計算方法ですが、1年間の賃借料を地域、作物、基盤整備の有無ごとに区分し、平均を求めます。また、その賃借料の中で、著しく高い場合、低い場合はデータ外としています。

著しく高いとは、平均額×1.7倍を超えるもの、著しく低いとは平均額×0.3倍を下回るものとし、そのデータは計算には含まれていません。それ以外の賃借料の値で平均額、最高額、最低額を求め公表しています。

それからデータ数、件数についてですが、1番の田水稻の部を例にしますと、147は、全体の筆数。かっこの140は、著しく高い・低いデータを除き算定に用いた対象データ数。件数については、議案件数となっております。

簡単ですが、とりまとめの方法についての説明を終わります。

議長 議案第44号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第44号について質疑を許します。質疑はありますか。
2番 掛水誠幸委員。

2番 このデータが公表された後に、窪川地域はいいのですが、特に、畑作の生姜等の値段が大正・十和地域とだいぶ違っているのが、当然貸出している人は、それで納得しているのでその金額に収まっているのですが、出来れば、もうちょっと貸し出す方から窪川の値段はこれくらいなので、もう少し高く借りてくれんかよと話を

していただいたら地域全体に普及するのではないかと思います。

議長 16 番 中原英昭委員。

16 番 この計算方法は毎年変わっていないのですか。

事務局 変わっていません。

16 番 そしたら、全体で四万十町の平均がありますよね、地域の所の基盤整備地域と未整備地域は、別々に計算しているのか。それとも、四万十町では 1.7 倍以下になるけど、基盤整備地域では、1.7 倍以上になるとか。出たり、入ったりはあるのですか。

事務局 そういう場合もあります。

16 番 平均がどんな形でとっているのか分からない。12,200 円の平均の 1.7 倍は、20,000 円超えてくる。最高額が 20,000 円なら入っているということですよね。12,200 円の 0.3 倍は、3000 円くらいになるけど、最低額の 4,000 円を超えてくる。95 件データあるけど、90 件ということは 5 件マイナスになっているということですよね。

事務局 5 件マイナスになったデータから、平均と最高額と最低額を出しています。

16 番 また、平均を取り直すということですか。

事務局 そうです。

議長 他にありませんか。6 番 下元誠一郎委員。

6 番 4 番の大豆ですが、データがたったの 1 件ですか。これで、基盤整備している田んぼで、平均よりいい。基盤整備していたら、大豆を植えてもらったらいということですよね。

事務局 たまたま今回は 1 件ですが、去年は、2 件で 13,000 円と 10,000 円で若干平均値は下がってました。今回は、支援センターの更新があまりなかったので、1 件だけのデータになっています。

議長 他にありませんか。35 番 山崎力委員。

35 番 旧十和の所で、最高額が 14,000 円になっていますが、薬草が利用権設定で出て来ていましたが、どうなっていますか。

事務局 著しく高いので外しています。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 44 号 「四万十町賃借料情報提供について」本案を原案のとおり承認し、農地法第 52 条に基づく四万十町賃借料情報を別紙のとおり提供することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 44 号 「四万十町賃借料情報提供について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 11 その他の件について議題とします。
事務局でありますか。

事務局 ありません。

議長 これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。今年最後の総会ですので、職務代理の竹内委員から一言お願いします。

職務代理 皆さん、長時間お疲れ様でした。新しい体制になりまして、初めてのお正月を迎えるわけですが、コロナも高知県下では、感染者ゼロが続いていますが、暮れにかけて飲む機会も多くなると思いますが、留意しながら楽しく忘年会等もしていただけたらと思います。新しい委員さん、現委員さんだいが慣れてきたのではないのでしょうか。新しい年も今年の実験を活かしてもらいたいです。皆さんにおかれましては、正月に向けて事故のないように、病気をしないように、新しい年を迎えていただきたいと思います。今日は、本当に長い間お疲れ様でした。お互いに良い年を迎えましょう。

議長 それでは、これもちまして、令和 3 年度 四万十町農業委員会 12 月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 5 時 20 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和4年 月 日

会 長

署名委員 7番

署名委員 22番
